



十一  
十二

利率  
の経過  
払込み  
の利率

年一・二パーセント  
各募集取扱機関は、払込金額  
に加え、次の算式により算出  
した金額を第十八号に規定す  
る期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{52}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収さ  
れるものとして振替口座簿  
中の口座に記載又は記録さ  
れるものについては、前記  
の算式により算出した金額  
から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額（ただし、当該  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受けるとして所得  
税率を乗じた金額）を控除す  
ることができる。

十三  
初期利子

平成二十一年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.2}{2} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子

毎三年三月二十日及び九月二十日

を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成二十五年九月二十日

償還金額

償還金額

元利支

払場所

払込期日

十八

十七

十六

十五

平成二十年十一月十一日

日本銀行

額面金額

百円につき百円